

## 業務管理要領第4案執筆方針

### 全般

#### 執筆方針

##### ◇第4案執筆方針

第1回検討会資料3の3（1）から（3）によるほか、次による。

- ・例示は必要最小限のものに限り、要領本文は簡潔になるようにする。
- ・登録検査機関として、望ましいレベルではなく、必須のレベルを定める。

#### 用語の統一

##### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・他は標準作業書の改定となっているが、8（1）のみ改訂となっている。

→施行規則の表記に合わせて、改定に統一します。

##### ◇第4案執筆方針

- ・「委託者」と「依頼者」が混在していますが、法20条第3項に「委託して行う」とあるため「委託者」に統一します。
- ・「検査結果」と「検査の結果」が混在していたので、施行規則の表記に合わせて「検査の結果」に統一します（ただし「水質検査結果書」は除く）。

### 1. 目的

#### 目的の追加

##### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・「水質検査の信頼性を確保し、安全な水道水を供給することを目的と～」としては。

→水道事業者等の業務については記載しないこととします。

### 2. 組織

#### （1）水質検査を行う部門

##### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・「水質検査を行う部門」とあるが、水道法施行規則15条の2第6号に“法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門（以下「水質検査部門」という。）”となっている。

→法第20条の4第3号イの「水質検査を行う部門」という表記を用いています。

#### （1）②帳簿の備え付け

##### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・「管理は1の事業所で…」の「1」は「一か所」のことでいいですか。

→そのとおりです。

## (2) 水質検査区分責任者を設置する場合

### ○第3案に対するコメント(→: 対応案)

- ・「検査区分責任者を設置する場合は」とあるが、2. 組織(1)①“事業所ごとに…検査区分責任者を設置すること。”となっている。

→(1)①の規定は、複数事業所のうち、水質検査部門管理者が置かれていない事業所への  
ただし書きです。

## (2) ②標準作業書の作成及び改定の承認

### ○第3案に対するコメント(→: 対応案)

- ・①作成と②改定の承認か、それとも①作成の承認と②改定の承認か？

→作成の承認と改定の承認です。

## (2) ④研修計画の策定等の記録の作成・保存

### ○第3案に対するコメント(→: 対応案)

- ・①策定②研修③記録の作成保存か、それとも①策定と②研修..経験..の作成保存か？

→検査員の ①研修計画の策定 並びに ②(研修及び職務経験)に関する記録の(作成及  
び保存) です。わかりやすくするため2項に分割しました。

## (3) 水質検査区分責任者の設置

### ○第3案に対するコメント(→: 対応案)

- ・「検査区分責任者を設置しない場合は」とあるが、2. 組織(1)①“事業所ごとに…検査区分責任者を設置すること。”となっている。

→(1)①の規定は、複数事業所のうち、水質検査部門管理者が置かれていない事業所への  
ただし書きです。

## (3) ①標準作業書の作成及び改定

### ◇第4案執筆方針

- ・水質検査部門管理者の業務は前項に書いてあり、「ただし」以下のフレーズは不要のため、  
削除します。

## 4. 検査室の管理

### (3) 高濃度試料以外の試料の例示

### ○第3案に対するコメント(→: 対応案)

- ・「水源の水及び飲用に供する井戸水、その他これらに類する～」が「、」が必要ではないか。  
また「水源の水」とは？①に水道及び飲用水とあるが、水源の水はどれに分類される？

→「水源の水」は水道原水を指します。高濃度試料の定義は告示の表記に合わせ、第3案の  
とおりとします。「水道及び飲用水」は「水道水等」とします。

- ・「これらに類する水」には「(硬度の高い) ボトルウォーター」は含めっていると理解してよ  
ろしいですね。

→硬度が高いと分かっているのであれば、「高濃度試料」に該当します。

## 5. 機械器具の管理

### (3) 機械器具の使用等

#### ○第3案に対するコメント(→: 対応案)

- ・(3)で「水質検査の方法に最も適した機械器具を使用し～」としては。

→修正します。

- ・「…特定すること。」とありますが、記述として、特定するだけでは不十分なような気がします。この記述でも結構ですが、「特定し、使用については精度に注意する。」と書き込んではどうでしょうか。

→ご指摘を踏まえ、食品の例も参考に修正します。

## 7. 有毒な又は有害な物質及び危険物の管理

#### ○第3案に対するコメント(→: 対応案)

- ・試薬、試液、培地等とあるが、これらをまとめて、「試薬等」とすでに定義した。

→ここでの「等」は試薬等の「等」と指すものが異なりますので例示を削除します。

## 8. 試料の取扱いの管理

### (3) ①採取時の留意事項

#### ○第3案に対するコメント(→: 対応案)

- ・「他物の混入、汚染や変質が～」とあるが、「や」ではなく並びに、ではないか。

→表現を分かりやすくするとともに、蓋然性の高さの順とし「試料の変質、汚染又は他物の混入」に修正します。

## 9. 水質検査の方法等の管理

### 表記

#### ○第3案に対するコメント(→: 対応案)

- ・「検査実施標準作業書」となっているが、既出した「標準作業書」と同じなら語句統一する。

→(1)冒頭は検査実施標準作業書のみ、(2)は関連する標準作業書を指します。

- ・「(試料の採取含む)」は「(試料の採取を含む)」の方がわかりやすい気がします。

→カッコ内は不要のため、削除します。

### (2) 妥当性の評価

#### ◇第4案執筆方針

平成24年9月6日に定めた「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づいて、導入時及び改正時に検査方法の妥当性を評価（公定法をそのまま導入する場合は検証）し、

結果を評価書として保存する旨を（２）として記述する。

元の（２）は（３）に繰り下げる。

### （３）目的の追加

#### ○第３案に対するコメント（→：対応案）

- ・（２）を「安全な水道水を供給するために水質検査の信頼性の確保や検査結果の迅速な把握～」としては。

→水道事業者等の業務については記載しないこととします。

## １０．水質検査の結果の処理

### （３）水質検査部門管理者等の確認事項／その他

#### ○第２案に対するコメント（→：対応案）

- ・⑥は「定量下限“値”」としなくて良いか？

→課長通知にあわせ、「定量下限」で統一します。

#### ○第３案に対するコメント（→：対応案）

- ・どこまで統一するのか分かりませんが、統一することはいいことだと思います。食品分野では“定量下限”を、水質界では“定量下限値”がよく使われます。値そのものを指すときは臨機に“定量下限値”と言った方が分かりやすいのではないのでしょうか。

ここでは“値”を付けなくてもよいが、「手引き５版」では“値”を付けている。前段で「次の事項を確認し」とあるので“値”を付けた方がよい。

→課長通知及び妥当性評価ガイドラインにあわせて、「定量下限」のままとします。

### 水質基準超過時の取扱について

#### ○第３案に対するコメント（→：対応案）

- ・（７）に「水質基準を超過した検査結果の場合、委託者に速やかに依頼者に報告し、臨時検査や浄水処理についての適切な対応策について助言を行うこと。」と追加しては。

→水質管理は一義的には水道事業者等の責務です。緊急時の連絡内容及び緊急時の定義は委託契約に定められるものであり、超過した場合についてのみ記述することは不適切であるので、第３案のままとします。

## １１．水質検査結果書

### 試料ごとの結果書の発行

#### ○第２案に対するコメント（→：対応案）

- ・「試料ごと」とあるが「結果書ごと」でも良いものがある。

→複数の試料の結果が一枚の結果書中に混在することは水質管理の観点から好ましくないため、第２案のとおりとします。

#### ○第３案に対するコメント（→：対応案）

- ・食品と異なり水道の場合、１採水地点から用途別に複数の試料が発生する。ここでの「試料

ごと」とは、試料容器ごと、採水地点ごとのどちらを示すのか？水質検査結果書は採水地点ごとに作成する方が使いやすいと考える。

- ・上記の様なことは言えません。並んで記載されていた方がよっぽど比較しやすく、水質管理上の観点からは好ましいことです。ただ、1枚に書ききれなければ複数枚になる。発注者の意向に沿えばよいことで、限定すべきではありません。「試料ごとに」を削除するか、原則を付けるかすべき。

→検査方法告示における「試料」は採水地点ごとに容器に採取されるものを指しています。ご指摘については、「原則として」を追加し、検査の目的に応じて柔軟な対応を取れるようにします。

## 検査機関による助言

### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・（3）に「水質基準値の超過、臨時検査や緊急時対応などが必要な場合は、委託者に速やかにその状況を報告し、対応策や浄水処理の助言を行うこと。」と追加しては。

→水質管理は一義的には水道事業者等の責務であり、助言等は委託契約に定められるものであることから、第3案のとおりとします。

## 12. 試料の保存

### 保存期間

- ・具体的な量の規定があった方がよいのでは。また、1ヶ月は長すぎるのではないか（保存施設の整備が現実的でない、試験開始期限の遵守と整合がとれない）。

### ○執筆方針（案）

食品にならって、節を新たにおこす。適切な量及び期間と保存条件を設定する。

なお、クリプトスポリジウムの検査の場合には、感染症の発生の原因や影響の規模を特定するため、採水した水または採水した水から得られるサンプルを14日間保存することが望ましいとされている。その場合の保存方法は水の場合は冷暗所に、サンプルについては乾燥を避けて冷蔵保存することとされている。

### ○検討会意見（→：対応案）

どういう理由で1ヶ月なのか。

→実態を考慮し、適切な保存期間について意見をいただきます。具体的な数値を記述しない記述方法についても検討します。

### ○第2案に対するコメント（→：対応案）

- ・平成15年厚生労働省告示第261号（最新改正平成24年3月30日）による試料の最大保存期間は金属類の2週間である。
- ・水質検査の場合は1地点について多数の項目別試料が発生するため、1ヶ月の保存はスペース的に厳しい。大阪市の場合でも検査部門の責任者が検査結果の確認後に廃棄している。長くとも検査結果について委託者による確認終了後でよい。
- ・検査結果書発行後、適切な条件下で試料を1ヶ月も保存することの真意が分からない。検査結果書を発行したら試料の保存は不要と考える。

・「～を原則とし、廃棄時には実施年月日、実施者を記録し保存すること。」としては。

→委託者側が異常値と指摘した際に再検査を可能とするため、期間は検査結果について委託者による確認が終了するまで、量は再検査が可能な量とします。

「2週間」等具体の数値としてしまうと、検査のタイミングによっては再検査ができなくなるおそれがあるためです。

### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

・「原則」はどれにかかるのか。この内容を実行するとなると費用負担を考慮しなくてはならない。

→量、期間及び保存条件です。「原則」の係りを明確にするため、量の記述を移動しました。

## 13. データの作成

### 共通

### ○第2案に対するコメント（→：対応案）

・①ここで言う「データ」は結果書などの文書を指し、実験データやその記録を含まないように思える。そうすると、「データ」ではなく別の単語が必要である。

あるいは、②このデータは、14で定義されている「データ等」に相当する幅広いものかもしれない。もしそうならば、タイトルを「データ等の作成」をすればよいが、その定義とは違うのでは。

→水質検査中に得られるもの（実験データ含む）であって、14.のデータ等の記録以下に列記されているものは含みません。

### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

・上記の「14.のデータ等の記録以下に列記されているもの」とは「要領第3案」のどこを見ればよいのでしょうか。

→14.（1）の「記録、報告書、検査命令書、申請書、水質検査結果書の控え等」です。

・「データ」と「記録」の違いが、「14.」を見てもよく分からない。きちんと定義すべき。

→水質検査の過程で観測される情報をデータ、検査員がデータを基に処理等を行い、（意図的に）保存した情報を記録としています。データの定義を10に記しました。

### 記述

### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

・⑤に「及び」が2つ出てくる。

→修正します。

## 1 4. データ等の保存

### (3) データ等の保存期間（表）

#### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・「水質検査結果表」と「データ及び水質検査結果書の控え」中の水質検査結果書は異なるものなのか。何を想定すればよいのか。

→結果表は、委託者への報告様式である結果書の前段階のものを想定しています。

- ・この表に「報告書」と記されているものが8箇所出てくるが、「報告書」と記述した理由は何か。前段に「関する」とあるので“記録”ではいけないのか。

→「内部監査の内容、結果及び指導とそれに対して講じられた是正処置に関する記録」のうち、特出しの項目として、「内部監査に関する報告書」及び「内部監査の是正処置に関する報告書」としています。内部監査以外についても同様です。

### 検査機関による助言

#### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・表に「水質基準値を超過した場合の処置・助言」を追加しては。

→水質管理は一義的には水道事業者等の責務であり、助言等は委託契約に定められるものであることから、第3案のとおりとします。

## 1 5. 内部監査

### (1) 監査に際しての注意

- ・監査について注意点については、記載の必要性を含めて記載方法を要検討

#### ○執筆方針（案）

該当箇所を削除

#### ○検討会意見（→：対応案）

特になし

#### ○第2案に対するコメント（→：対応案）

- ・信頼性確保部門管理者に対する内部監査は必要ないか。

→「信頼性確保に関する全ての事項」と修正します。

- ・”定期的”については年1回などと具体的に規定しなくてよいのか？

→統一的な「最低限のライン」を示すことが困難なため、具体の規定までは求めないこととします。

#### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・なぜ、具体的に規定しないのでしょうか。10年に1回でもよいのでしょうか。

→検討会における議論によることとします。

## 17. 精度管理

### (1) 信頼性確保部門管理者の業務

#### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・評価基準を示す必要はないでしょうか。

→室内精度の目標等は機関によって異なると考えられるので、一律の評価基準を示すことは適切でないと考えます。

### 真値

#### ○第2案に対するコメント（→：対応案）

- ・ウの「真値」とは神のみぞ知る値。「濃度」と換えた方が良いのでは。

→食品の記述にならい、原案のとおりとします。

#### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・食品の記述にならう必要性はありません。“真値”を使うことは間違いです。真値は誰にも分からないのです。「手引き5版」でも“濃度”としている。
- ・「真値を伏せた特別な試料」とは、具体的にはどのような試料を想定しているのでしょうか。

→外部精度管理のように、調整濃度を伏せた試料を想定しており、調製濃度を「真値」としています。

## 19. 教育訓練

### 表記

#### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・「(1) の計画」とあるが、どこのことを指しているかよくわからない。

→19. (1) の「教育訓練の実施計画」です。「実施計画」とします。

### 検査機関による情報・知識の共有について

#### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・(5) に「委託者の水源・浄水処理・給配水施設の把握とその水質管理に関する情報・知識を共有化すること。」を追加しては。

→水道事業者等が委託先に要求すべき事項であることから、第3案のとおりとします。

## 20. 日常業務確認調査

### 全体

#### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・「誠実に」は必要ないと思います。

→施行規則、施行通知の記述に合わせ、「誠実に」は削除します。



## 2 1. 水質検査の受託

### 全体

#### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・「受託は～上限内で受託すること」となっているため、「～上限内で行うこと」としては。  
→修正します。

### 検査機関による情報・知識の共有について

#### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・（５）に「委託者の浄水処理・給配水施設の把握とその水質管理に関する情報・知識を共有化すること。」を追加しては。  
→水道事業者等が委託先に要求すべき事項であることから、第3案のとおりとします。

### 別添3

#### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・（１）の⑨番目に、「毒物及び劇物にあたる試薬類についてはその表示」は必要ありませんか。  
→追加します。

### 別添4

#### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・（２）①「宅急便」は固有名。  
→宅配便とします。
- ・（２）③アの「…検査施設における試料…」は「…検査施設にいたる試料…」ではどうでしょうか。  
→「…検査施設までの試料…」とします。
- ・（２）④の文末の「について」は不要。  
→他の書きぶりにあわせ、削除します。
- ・（３）に「カ 委託者が採取する場合の注意事項」とあるが、この部分に記載すべきことか。  
→（１）の⑥の記述が誤ってコピーペーストされていたものです。削除します。

### 別添5

#### （３）

#### ○第3案に対するコメント（→：対応案）

- ・「水質検査に当たつての注意事項」の「つ」が大きい。

→施行規則の表記に合わせたものです。